こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(概要)

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合は、意見聴取等措置をあらかじめ実施(①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面)
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法(※)を検討。 ※ 担当の児童福祉司又は児童心理司(必要に応じて双方)が実施/担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等	Step1	Step2	Step3	Step4	Step 5
措置の流れ	こどもへの説明	こどもからの意見聴取	記録作成	聴取した意見・意向の考慮、 反映の検討	こどもへのフィードバック

■こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項(※)をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
 - ※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン/児童相談所運営指針で定められている内容 (一時保護の理由、目的等/入所等措置をとる理由等)、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項(※)について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
 - ※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が 困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施
- ■記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

○ 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な 限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■こどもへのフィードバック

○ こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(概要)

Ⅱ 意見表明等支援事業

- 意見表明等支援を実施する場面
 - ▶ 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面
- 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

(実践環境の整備)

→ こども/関係者(児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等)への説明、多様なアクセス手段の確保(電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮)、事務局の体制確保(都道府県等の主管課/可能であれば適当な外部団体に委託)

(意見表明等支援員の確保)

- ▶ 配置形式・体制(独立性の担保):児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託/補助。個人の場合は委嘱
- ➤ 資質の醸成・担保:都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

(意見表明等支援事業の実施方法、留意事項)

➤ 訪問先の決定(一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設)、対象となるこども(年齢等で一律に区切るのは不適当)、訪問方法(定期又は要請に応じた訪問)、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック (意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築)、守秘義務・個人情報の管理 等

Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

(児童福祉審議会の活用)

基本的な仕組み: こども(又はこどもに関わる関係機関)が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で 児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

- 準備・留意事項:児童福祉審議会の<u>独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等</u>の観点から必要な体制を確保
 - ▶ 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定(児童相談所や施設関係者等は望ましくない等)、事務局の設置(児童相談所職員が担当することは避ける)、多様なアクセス手段の確保、関係機関等(児童相談所、施設、一時保護所、里親等)への説明・周知

(児童福祉審議会以外の機関による権利擁護)

- ➤ 条例にづいて児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介
- 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
- こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
- **こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組**(意見箱(実効性ある運用)、こども会議等)